

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター児童発達支援センターきらり運営規程 (児童福祉法に基づく医療型児童発達支援)

(事業の目的)

第1条 岐阜県（以下「事業者」という。）が設置する岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター児童発達支援センターきらり（以下「事業所」という。）において実施する医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定医療型児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児（以下「利用児」という。）及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、利用児及び通所決定保護者の立場に立った適切な指定医療型児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援及びリハビリテーションを行うものとする。

2 指定医療型児童発達支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年岐阜市条例第3号。以下「条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定医療型児童発達支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定医療型児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童発達支援センターきらり
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市則武1816-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定医療型児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名以上

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定医療型児童発達支

援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の目標及びその達成時期、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成すること。

- (ウ) 医療型児童発達支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した医療型児童発達支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。
- (エ) 医療型児童発達支援計画作成後、医療型児童発達支援計画の実施状況の把握（利用児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて医療型児童発達支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定医療型児童発達支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1名以上

医療型児童発達支援計画に基づき利用児に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 1名以上

医療型児童発達支援計画に基づき利用児に対し適切に指導等を行う。

(5) 看護職員 1名以上

(6) 理学療法士又は作業療法士 1名以上

(7) 言語聴覚士 1名以上

(8) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで、及び、年間行事予定に定める休所日を除く。なお、年間行事予定に定める休所日は別に定める。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで、及び、年間行事予定に定める休所日を除く。なお、年間行事予定に定める休所日は別に定める。

(4) サービス提供時間

午前9時30分から午後2時55分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の契約総定員は50名とし、1日の利用定員は24名とする。

(指定医療型児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定医療型児童発達支援を提供する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた就学児未満の身体障害児及び運動発達遅滞児

(指定医療型児童発達支援の内容)

第9条 事業所で行う指定医療型児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療型児童発達支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 医療
心身の発達を促す目的として、児に応じた処方を基にリハビリテーション
 - (イ) 保育
情緒の安定、基本的生活習慣の獲得、社会性の向上等
 - (ウ) 厚生相談
医療、福祉、生活の相談等
 - (エ) 情報提供
保護者への情報提供・学習会
 - (オ) 健康指導
健康チェック、健康相談
 - (カ) 医学的管理の下における介護及び看護

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定医療型児童発達支援を提供した際には、保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、保護者から当該医療型児童発達支援に係る法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。
- 3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。
 - (1) 給食サービスの提供に係る食事代 所得額により異なる
- 4 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者の保護者又は保護者から委任されたものが同伴すること。
- (2) 利用者の年齢及び障がいの程度に応じた通所の回数及び療育の時間を定めますが、管理上必要があると認めるときは、療育日及び療育時間を変更することがあります。
- (3) 事業所の玩具や器具、絵本等は大切に扱い、使用後は元の場所に戻すこと。
- (4) 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、岐阜県全域とする。

(緊急時及び事故発生等における対応方法)

- 第13条 現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに利用児に病状の急変が生じた場合その他必要場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定医療型児童発達支援に関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定医療型児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類等その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導及び助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、利用児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止に係る委員会の設置及び委員会検討結果の職員への周知徹底

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、利用児等の身体的拘束その他利用児等の行動を制限しない。ただし、利用児及び他の利用児等の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯及び期間等を詳細に説明し、理解と同意を得たうえで行う。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用児の心身状況、やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業者は、利用児等の身体的拘束その他行動制限の防止等のため、次の措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び定期開催、並びに委員会検討結果の従業者への周知徹底

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、条例の定めるところによりその記録を5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岐阜県と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年4月2日から施行する。
- この規程は、平成25年1月21日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月17日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年5月24日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月4日から施行する。
- この規程は、令和元年7月4日から施行する。
- この規程は、令和元年8月20日から施行する。
- この規程は、令和元年11月28日から施行する。
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。